

主な内容

- 2面 論説、税制改正フォーラムを開催
- 3面 当面の問題シリーズ
- 4面 自民党、公明党との懇談会を開催
- 5面 税制改正大綱 主な内容
- 6面 ブロック会議報告

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟
 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
 東京税理士協同組合会館3階
 電話 03(3356)4479
 【URL】 <https://t-zcisei.jp>

当機関紙は、東京税理士会会員の皆様に送付しております。

編集発行人 広報委員長 森下 基樹

達磨寺 願いを込めて 福だるま



小林英理子会員(品川)

年頭所感

東京税理士政治連盟

会長 名倉 明彦



新年明けましておめでとうございます。
 旧年中は政治連盟の活動に対し、深いご理解とご協力を賜りありがとうございます。

長らく続いたコロナも昨年5月に第2類から第5類へと引き下げられ、あらゆる社会活動がコロナ禍以前の状況に戻ってきました。本連盟も9月に開催した定期大会は、通常で開催に戻り、多くの会員に参加いただきました。

さらに、自民党との朝食懇談会は実に4年ぶりに開催することができ、一堂に会した自民党都連の国会議員の方々に対し本連盟の税制改正要望を強く訴えることができました。

国会議員への陳情につきましては、5月の早期陳情、8月の一斉陳情、10月の日税政による陳情と回数を重ね、要望事項を繰り返し説明してきました。

昨年12月14日、「令和6年度税制改正大綱」が決定されました。その中

要望の実現と組織率の向上を目指して

明彦

①法人版事業承継税制については、特例承継計画の提出期限を2年延長する。②賃上げ促進税制については、中小企業においては控除限度超過額を5年間繰越しを可能とする。③外形標準課税については、現行基準(資本金1億円超)は維持しつつ、資本金と資本剰余金の合計額が10億円超を対象とするが、中小企業には広げない。④交際費課税については、非課税となる飲食費を5000円から1万円以下に引き上げた上、中小法人に係る特例を3年延長する。

全ての要望の実現とはまいたしませんが、引き続き地道に訴えていき、我々税理士の声を国会に届けていく所存であります。さて、この紙面では再三お伝えしております本連盟の喫緊の課題は、組織率の向上であります。昨年は東京税理士会より多大な協力をいただき、組織率向上に向けた方策を実施いたしました。新役員協議会や税理士法人との協議会、ブロック役員連絡協議会などにお

きまして、税政連活動に関する説明の時間をいただきました。若者の政治離れなどが言われて久しいですが、各単位税政連におかれましては、特に新入会員を対象とした会員増強に一層のご協力を賜りたいと存じます。

本年も会員の皆様にとって素晴らしい一年となりませうとお祈り申し上げます。年頭のあいさつといたしま

あけましておめでとうございます

推薦審査副会長	推薦審査副会長	総務副会長	総務副会長	副幹事	参議院選挙区対峙特別委員長	規約改正推進特別委員長	後援会对策委員長	広報委員長	国対委員長	組織委員長	財務委員長	政策委員長	幹事	推薦審査会長	総務会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	会長
新居之昌	竹田剛志	富田隆史	平塚秀明	森下清隆	柴崎一男	一之瀬涉	香山正男	森下基樹	大賀功貴	水谷治	佐藤弘毅	湊昭子	菅原祥元	野間口嘉平	平井貴昭	越澤靖久	坂田弘道	田尻吉正	小林英理子	吉川裕一	名倉明彦

税制改正要望フォーラム2023を開催

税調審議に向け国会議員と議論

11月20日、本連盟は東京税理士会と共催で「税制改正要望フォーラム2023」を衆議院第一議員会館にて開催した。

今回で8回目を迎えるフォーラムの目的は、「令和6年度税制改正の動向について」をテーマに、来年度の税制改正に関する要望の説明と国会議員を交えてのパネルディスカッションを行い、意見交換を通じて要望の実現を図るもの。

関係役員のあいさつに続き、まず本連盟の濠沼子政

策委員長から、「令和6年度税制改正に関する要望書」を基に、①役員給与税制の見直し、②消費税の軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと、③基礎的な人的控除のあり方を見直すこと、④所得税の確定申告期限の後倒しに関する詳細な説明があった。

次に菅原祥元幹事長から本連盟による国会陳情の実施や各政党との懇談会の開催、要望聴取会への参加などに関する活動報告があった。

続いて「令和6年度税制

改正の動向について」をテーマにパネルディスカッションが行われた。参加パネリストは、次のとおり。

【パネリスト】
 衆議院議員
 越智隆雄氏(自民党)
 山田美樹氏(自民党)
 岡本三成氏(公明党)
 東京会
 大畑智宏調査研究部長
 東京税政連
 吉川裕一(副会長)
 【コーディネーター】
 東京税政連
 濠沼子政策委員長
 パネルディスカッション

では、越智議員から、市場原理では手の届かない箇所



熱い討議が繰り広げられた

論説

初めて「デジタルトランスフォーメーション」という言葉を聞いたとき、そのアルファベット表記がなぜ「DX」となるのか分からなかった。DX」と表示されたらそれは「デジタル」を意味するものと認識していたから。

陳情活動の重要性について

「能力のない者に責任を負えない」というのが、この責任を電帳法を遵守することによって置き換えてみる。デジタル能力のないものは電帳法を遵守することができないことになる。

東税政は実態を無視した無理な法律改正については、今後も国会議員等に対し強力に陳情をしていかねばならないことは言うまでもない。

ここで一つ問題になるのは組織率のことである。東税政の組織率は30%程度であるが、もともと大多数の税理士を代表していることの実情として、より高い組織率が必須であるもの、この組織率でもって陳情活動などが大きく非効率になる。

情活動をはじめとする様々な事業活動は、この税制改正大綱に我々の要望をより多く盛り込ませるための活動である。

学生時代に、「先進国では実践が理論を指導し、後進国では理論が実践を指導する」という文章を読んだことがある。税理士は実践の渦中にいるものと思っ

政治資金収支報告書の記載不備が度々問題となる。その度に「既に修正した」「事実を確認し適切に対応する」という回答で問題はない状態である。これが資金規正法では一回の政治資金パーティーで同じような団体から20万円を超える支払いを受けた場合は、名前や金額などを収支報告書に記載しなければならぬとされているが、記載不備とされるのは大抵の場合これらの収入の記載漏れだ。原因はいつも事務処理のミスとしか言われぬ。▼税理士は弁護士や公認会計士とともに登録政治家資金監査人となることができる。現在3,800人ほどの税理士が登録しているが、政治家監査は支出に係るものであり、収入については監査業務の対象ではない。裏返せば支出については監査制度によってその真実性が担保されているが、収入についてはチェックが機能されておらず、収入に関する不備は政治に対する信頼を損ねることとなり、それによる納税意識の低下に繋がることになる。安易な減税や租税の本質から外れた特例制度よりも、まずは国民に信頼される政治を取り戻すことが大切ではないだろうか。

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

お問合せ先(株)日税連保険サービス
 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-3 日本税理士会館5階
 電話 0120-320-912 FAX 03-5433-0907
 ホームページ ぜいばいほけん www.zeishihoken.co.jp

この保険(主契約)は、税理士の過失がなければ補償を免れることができた「多く払い過ぎた本税」「還付が受けられなかった本税」を主に対象としています。

(例) うっかりミスなど
 ・税法上の漏れ誤りや届出ミス、延滞措置の適用ミス
 ・還付に修正が求められるケースでの更正請求の期限超過

さらに、「専断職務相談業務賠償特約」をオプションで追加すれば、主契約における税理士業務以外のアドバース誤りにより過大納付税額(還付不能税額を含む)が発生した場合も対象となります。

(例) 合併に際しての助言誤りで繰越欠損金の期限切れが生じた
 ・法人設立時の資本金に関する助言誤りで先払期間が短縮された

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての要件ともなっています。専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

寄附金控除に関する一考察

1 はじめに

「政治等寄附金特別控除制度」、「認定NPO法人等寄附金特別控除制度」または、「公益社団法人等寄附金特別控除制度」とされ、なお、特定の寄附金の範囲が示されている。

日本財団ジャーナルの記事で2022年に「ギリス」に本部のある慈善団体Charties Aid Foundationが発表した内容によると「世界人助け指数」という調査において「寄附をしたか?」「ボランティア活動をしたか?」「見知らぬ人を助けたか?」などの質問に対する回答を国ごとに集計すると、日本は118位で世界ワースト2位となっていることに驚いた。

2 寄附金控除とは

一定の寄附金を支払ったときの概要は、納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄附金」を支出した場合に、所得控除を受けることができる。これを寄附金控除という。

また、政治活動に関する寄附金、認定NPO法人等に対する寄附金および公益社団法人等に対する寄附金のうち一定のものについては、所得控除に代えて、税額控除を選択することができ

3 ふるさと納税制度の問題点

ふるさと納税制度は、2008年に創設され、納税者本人が応援した自治体に寄附することで、所得税と住民税の一部が控除される制度である。この制度は、地方創生の一環として、地域活性化や地方経済の振興に寄与することが期待されている。

しかし、その一方で、寄附に対する見返りの問題が生じている。それは、寄附を行う際に、高額な物品やサービスが返礼品として提供される場合、寄附の本来の意義が損なわれるという問題である。

4 終わりに

国立科学博物館が8月7日午前、クラウドファンディングを開始すると、わずか9時間で目標の1億円に達した。

結局、11月5日夜の寄附終了までの3カ月間で約5

5 寄附による税金の控除額を抑制する措置として総務省は、寄附上限額の引き下げ、寄附金額に対する税金の控除率の引き下げなどの措置を検討している。

ふるさと納税制度は、地方創生の一環として、地域活性化や地方経済の振興に寄与することが期待されているが、その一方で、このように様々な問題があることも事実である。

本来、寄附金控除は、国、地方公共団体に対する寄附金(寄附をした人)に特別の利益が及ぶと認められるものを除く(一定定められている)。

これらの問題点を解決するためには、自治体や国によるさらなる取り組みが必要と考えられる。

6 寄附による税金の控除額を抑制する措置として総務省は、寄附上限額の引き下げ、寄附金額に対する税金の控除率の引き下げなどの措置を検討している。

ふるさと納税制度は、地方創生の一環として、地域活性化や地方経済の振興に寄与することが期待されているが、その一方で、このように様々な問題があることも事実である。

本来、寄附金控除は、国、地方公共団体に対する寄附金(寄附をした人)に特別の利益が及ぶと認められるものを除く(一定定められている)。

これらの問題点を解決するためには、自治体や国によるさらなる取り組みが必要と考えられる。

「当面の問題」シリーズ 147

7 寄附による税金の控除額を抑制する措置として総務省は、寄附上限額の引き下げ、寄附金額に対する税金の控除率の引き下げなどの措置を検討している。

ふるさと納税制度は、地方創生の一環として、地域活性化や地方経済の振興に寄与することが期待されているが、その一方で、このように様々な問題があることも事実である。

本来、寄附金控除は、国、地方公共団体に対する寄附金(寄附をした人)に特別の利益が及ぶと認められるものを除く(一定定められている)。

これらの問題点を解決するためには、自治体や国によるさらなる取り組みが必要と考えられる。

8 寄附による税金の控除額を抑制する措置として総務省は、寄附上限額の引き下げ、寄附金額に対する税金の控除率の引き下げなどの措置を検討している。

ふるさと納税制度は、地方創生の一環として、地域活性化や地方経済の振興に寄与することが期待されているが、その一方で、このように様々な問題があることも事実である。

本来、寄附金控除は、国、地方公共団体に対する寄附金(寄附をした人)に特別の利益が及ぶと認められるものを除く(一定定められている)。

これらの問題点を解決するためには、自治体や国によるさらなる取り組みが必要と考えられる。

は異なる、一律2千円である。そのため、高所得者ほど、寄附金額に対する税金の控除額が大きくなるため、ふるさと納税制度は高所得者に対する優遇措置になっていると考えられる。

これらの問題を解決するためには、寄附による税金の控除額が、高所得者ほど大きくなる問題も考えられる。

この問題点を解決するためには、自治体や国によるさらなる取り組みが必要と考えられる。

ふるさと納税制度は、地方創生の一環として、地域活性化や地方経済の振興に寄与することが期待されている。

しかし、その一方で、寄附に対する見返りの問題が生じている。それは、寄附を行う際に、高額な物品やサービスが返礼品として提供される場合、寄附の本来の意義が損なわれるという問題である。

ふるさと納税制度は、地方創生の一環として、地域活性化や地方経済の振興に寄与することが期待されているが、その一方で、このように様々な問題があることも事実である。

本来、寄附金控除は、国、地方公共団体に対する寄附金(寄附をした人)に特別の利益が及ぶと認められるものを除く(一定定められている)。

これらの問題点を解決するためには、自治体や国によるさらなる取り組みが必要と考えられる。

ふるさと納税制度は、地方創生の一環として、地域活性化や地方経済の振興に寄与することが期待されているが、その一方で、このように様々な問題があることも事実である。

本来、寄附金控除は、国、地方公共団体に対する寄附金(寄附をした人)に特別の利益が及ぶと認められるものを除く(一定定められている)。

これらの問題点を解決するためには、自治体や国によるさらなる取り組みが必要と考えられる。

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ!

自由に組み合わせOK!

導入品目数に応じてソフトを割引サービス!

6品目以上導入 6%OFF

8品目以上導入 8%OFF

10品目以上導入 10%OFF

※ソフト保守料・電話サポート込

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

自民党との朝食懇談会を開催

令和6年度税制改正要望を強く訴え

本連盟は11月6日、自由民主党本部内会議室において「自由民主党との朝食懇談会」を開催した。

令和2年以降、コロナ禍により開催を見送っていたため、実に4年ぶりの開催となった。

開会に先立ち各倉会長より次のあいさつがあった。前年の要望事項については、インボイス制度改善、災害関連繰越損失の延長など一部実現したことに感謝申し上げる。インボイス制度が開始され1ヶ月経過した現在、納税者からは多くの相談が寄せられている状況である。制度定着には、さらに時間を要するものと思われる。本年も税理士会・税政連の要望が1つでも多く実現するようお願いしたい。

これを受け自民党東京都支部連合会会長の秋生田光一衆議院議員より、次のあいさつがあった。経済対策が11月2日に閣議決定され、補正予算は一般会計で13・1兆円、還元策の関連経費を合わせると

17兆円前半の予算となった。報道のとおり、5つの柱として(1)物価高への対応、(2)持続的な賃上げと地方の成長、(3)国内投資の推進、(4)人口減少対策、(5)国土強靱化など国民の安心・安全の確保を挙げている。岸田総理は満を持して減税対策を発表したが、その最終目標はデフレからの完全脱却、そして賃上げを確実にに行うことである。設備投資減税や中小企業の賃上げ税制、さらには100万円、1・330万円の壁に開くパート職員が時間を気にせず働くことができる環境になるものと思われる。一過性ではなく2年後までに抜本的な制度改革を行い、社会保険に入ることのメリットを国民に伝えられると思われ。あらゆる施策を行い最終的にはデフレからの脱却を実現し、賃上げの社会を目指すことが岸田総理の考えであるので、我々議員は税理士の先生方と連携して理解いただけるよう尽力したいと考えている。



4年ぶりの開催となった自民党との朝食懇談会

続いて、湊昭子政策委員長より「令和6年度税制改正に関する要望」に関する説明があった。今回は重要要望事項として「消費税の非課税取引の範囲の見直し」「軽減税率制度の廃止」「年末調整実施の時期及び所得税の確定申告期限の後倒し」について強く訴えた。なお、懇談会参加議員は次のとおり。

- 【衆議院】
 - 山田美樹(1区)、辻清人(2区)、石原宏高(3区)、平将明(4区)、若宮健嗣(5区)、越智隆雄(6区)
- 【参議院】
 - 丸川珠代(東京)、朝日健太郎(東京)、生稲晃子(東京)、片山さつき(全国)
- (敬称略・順不同。ゴシックは本人出席)

本連盟は11月27日、参議院議員会館において「公明党との懇談会」を開催した。冒頭、各倉会長から、次のあいさつがあった。貴党では、第3子以降の児童手当を月3万円に増額するという手当拡充に関する見解を不されたが、この制度設計の見直しは強く支持できるものと考えている。一方、去る10月よりインボイス制度が開始され、これに伴う事務負担の増加、インボイス発行事業者者否かの選別など様々な問題点が散見されている。我々の要望が税制改正大綱には引き継ぎ協力いただきたいと考えている。

続いて、公明党東京都本部代表の高木陽介衆議院議員から、次のあいさつがあった。12月の大綱公表に向け税制の審議がいよいよ開始された。これに先立ち経済政策が公表されたが、その中核をなすものは30年も続くデフレからの脱却である。ウクライナ関係で物価が急騰し、中小事業者はその影響を受け苦しい状況が続いているが、この状況を克服しつつ持続的な賃上げ政策を行い、デフレからの脱却を実現したいと考えている。今回は税理士政治連盟からの要望が大綱に反映されるよう、党税調に働きかけたいと考えている。

「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。税政連へのご協力をお願いいたします。

Support 2024 1口 5,000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限定させていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。

公明党との懇談会を開催
軽減税率制度の廃止・確定申告期の期限延長を訴え

このあと、大美功貴国対委員長から、軽減税率制を廃止し単一税率に戻すこと、役員給与税制の見直し、基礎的な人的控除のあり方の見直し、確定申告期

【衆議院】
高木陽介(比例東京)

【参議院】
塩田博昭(比例)

(敬称略・順不同)

限の1ヶ月後倒しに関する詳細な説明があり、各要望項目に関し議員との熱心な意見交換が行われた。なお、当懇談会に参加した議員は、次のとおり。

本年も宜しくお願いたします

麹町税理士政治連盟	会長	三宅 芳正
神田税理士政治連盟	会長	吉野 隆雄
日本橋税理士政治連盟	会長	小山 栄一
京橋税理士政治連盟	会長	井上 幸男
芝税理士政治連盟	会長	田村 富雄
四谷税理士政治連盟	会長	瀬上 幸雄
麻布税理士政治連盟	会長	久保 英明
小石川税理士政治連盟	会長	篠崎 榮子
本郷税理士政治連盟	会長	小林 健
上野税理士政治連盟	会長	宮崎 正則
浅草税理士政治連盟	会長	渡邊 厚
品川税理士政治連盟	会長	新井 一
荏原税理士政治連盟	会長	谷口 安司
大森税理士政治連盟	会長	渡邊 雅弘
雪谷税理士政治連盟	会長	庄子 賢也
蒲田税理士政治連盟	会長	錢坪 淳郎
世田谷税理士政治連盟	会長	廣井 淳子
北沢税理士政治連盟	会長	廣井 誠
目黒税理士政治連盟	会長	山口 真理
目黒税理士政治連盟	会長	古川 洋一
新宿税理士政治連盟	会長	梅村 信敏
中野税理士政治連盟	会長	三浦 龍彦
杉並税理士政治連盟	会長	成田 忠幸
荻窪税理士政治連盟	会長	青木 秀壽
板橋税理士政治連盟	会長	青木 学
練馬西税理士政治連盟	会長	吉野 公嗣
練馬東税理士政治連盟	会長	山田 直哉
豊島税理士政治連盟	会長	吉田 隆夫
王子税理士政治連盟	会長	吉田 昭文
荒川税理士政治連盟	会長	野野 昭文
足立税理士政治連盟	会長	立田 彰
西新井税理士政治連盟	会長	浅香 敏明
本所税理士政治連盟	会長	古庄 一夫
向島税理士政治連盟	会長	藤間 博昭
葛飾税理士政治連盟	会長	越澤 靖久
江戸川北税理士政治連盟	会長	桑原 洋介
江戸川南税理士政治連盟	会長	石原 肇
江東西税理士政治連盟	会長	矢ノ目 忠
江東東税理士政治連盟	会長	森田 法隆
青梅税理士政治連盟	会長	村山 隆敏
八王子税理士政治連盟	会長	花形 守康
日野税理士政治連盟	会長	富樫 清志
町田税理士政治連盟	会長	真島 善秀
立川税理士政治連盟	会長	大久保昭彦
東村山税理士政治連盟	会長	土田 士朗
武蔵野税理士政治連盟	会長	相澤 豪
武蔵府中税理士政治連盟	会長	松山 晃

自民・公明が税制改正大綱を公表

昨日(14日)、令和6年度与野税制改正大綱が公表された。喫緊の課題であった法人事業業態制度については、ロバ事業の影響が長期化したことを踏まえ、特別継続計画の提出期限を令和6年3月末日まで延長となった。また、買上げ促進税制に関する越境控除制度が創設され、これまで赤字企業は本税制を適用することができなかったが、中小企業向けに適用を拡大し、控除限度超過期間を5年間の繰越しができるようになった。さらに、外形標準課税の適用対象法人の見直しにおいては、その対象を中小企業に広げるものではないことが明記された。以下に主な大綱内容の要約について記載する。

税制改正大綱の主な内容

● **個人所得課税**
 ● **所得税の定額減税**
 ● **所得税の課税**
 ● **特別控除の実施方法**
 ● **給与所得者に関する特別控除**
 ● **特別継続計画の提出期限**
 ● **買上げ促進税制**
 ● **外形標準課税の見直し**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**

● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**

● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**

● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**

● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**

● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**
 ● **納税義務者の所得割の額**

**次の世代につなげていきたいもの
それは 税理士どうしの助け合い**

日本税理士共済会の「災害見舞金制度」は、
弊会の各種保険制度・年金制度に加入されている皆様に
ご負担いただいている制度運営費の一部を、見舞金の原資としております。
一人ひとりのやさしい心の寄り添いが、大きな助け合いの輪となっています。
ぜひとも皆様のご加入を賜りますよう、どうぞよろしくお問い合わせ申し上げます。



1月下旬に届く共済会からのお知らせを是非ご覧ください。

おしどり保障
個人年金

日本税理士共済会 理事長 江本 美七

TEL 03-5740-0321 http://www.zeirishikyosai.com

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

ブロック別単位税政連後援会会議を開催

単位税政連の現況などについて意見交換

本連盟は12月1日、5日及び8日、衆議院議員会館にてブロック別会長・幹事長及び支部長との協議会を開催した。この協議会は例年12月、衆議院議員の選挙区割りに基づき単位税政連を3つのブロックに分け、本連盟からの報告・説明を行うとともに、単位税政連からの報告を受け、また単位税政連間の意見・情報交換を行うものである。

会議冒頭で、組織担当・坂田副会長の開会あいさつ

の後、各倉会長から次のとおりあいさつがあった。足達東京倉会長から関連団体との連携強化、とりわけ本連盟との連携を重視し、組織率の向上に協力したいとの発言があった。足達会長は支部との連携強化のため、各48支部を訪問している最中であるが、本連盟についても各支部・各単位税政連の会議で説明の機会を設けていただければ有り難い。各支部との共催で行われる忘年会、新年会において

ても同様に、あいさつの時間を頂戴できれば有り難い。最後に議員会館の提供にご協力いただいた国会議員に謝意を述べたい。

続いて国会議員のあいさつ、会員増強表彰の後、本連盟からの報告・説明から議事開始された。最初に菅原幹事長から、税政連活動は「税理士法改正、税制改正を基本として、まずは毎年の個別税制改正項目の実

現に注力していきたいとのあいさつがあった。さらに政策、財務、国対、広報、後援会対策、規約改正、組織の各委員長から報告があった。

各単位税政連からは、それぞれの組織強化の具体策や規約改正の留意点などが報告・質問され、各国会議員後援会からは、活動の現況などが報告され、定刻を超え熱心な議論が行われた。



12月5日衆議院第二議員会館にて



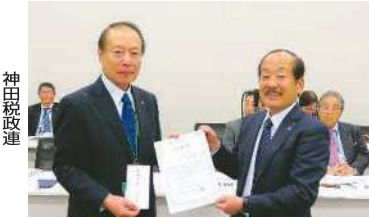
辻清人議員



土田慎議員



小田原潔議員



神田税政連

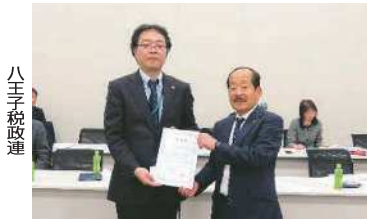


本所税政連

東京税理士会・東京税理士政治連盟共催

合同セミナーのご案内

日時 令和6年2月6日(火)午後2時～4時40分
会場 衆議院第一議員会館 地下1階 大会議室
参加費 無料
構成 (第1部) 基調講演
調整中
中里実 氏(東京大学名誉教授)
テーマ パネルディスカッション
講演者 (第2部) 平 将明 氏(衆議院議員
自由民主党)
木原 誠二 氏(衆議院議員
自由民主党)
大畑 智宏 氏(東京税理士
会 調査研究部長)
吉川 裕一 氏(東京税理士
政治連盟 副会長)
コーディネーター
湊 昭子 氏(東京税理士政
治連盟 政策委員長)
定員 50名(※受講の際には入館証が必要となるため、必ず事前に申し込んでください。)
申込方法 「東京税理士界」1月1日号案内版掲載の申込用紙に必要事項をご記入うえ、1月25日(木)までにお申し込み下さい(FAX 03-3356-4459)。
※研修カードをご持参ください。
※体調のすぐれない方は、ご来場をお控え下さい。
※講演者、パネリストは諸事情により変更となることがあります。
【問合せ先】東京税理士政治連盟事務局 TEL03(3356)4479



八王子税政連



日野税政連

士 山田美樹議員が座談会
税理士 山田美樹議員招き討論会も
新宿 山田美樹議員招き討論会も
和歌山 山田美樹議員招き討論会も
令和5年10月20日、新宿税理士政治連盟がA/P西新宿において研修会を開催した。名倉明彦東京税理士政治連盟会長、梅村信敬新宿税理士政治連盟会長のあいさつの後、第1部として東京税政の歴代会長による座談会が行われた。内藤信子会長、渡邊文雄前会長、名倉明彦会長が、当時の政治的背景や税法の置かれた状況等について語った。

第2部は山田美樹衆議院議員を招き、山田議員、名倉明彦会長、山中孝一東京税理士会副会長をパネリスト、坂田副会長をコーディネーターとして「税制を通じた日本の未来を考える」をテーマにパネルディスカッションが



左から山田議員と名倉会長、山中本会副会長

日税グループ

(税理士界一筋おかげさまで50周年)

- 株式会社 日税ビジネスサービス
- 株式会社 日税不動産情報センター
- 株式会社 共栄会保険代行
- 株式会社 日税サービス
- 株式会社 日税経営情報センター
- 株式会社 日税信託

「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、日税グループは創業以来、各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。

ホームページはこちら

50th
ANNIVERSARY

私のスナップ

浅生 潔 (渋谷)

2023年を振り返って

昨年3月のWBCの優勝に始まり、11月には前年の覇者オ릭ススバ...

新しいコロナウイルスは、第5類へと移行し、対面形式の会議などの開...

いよいよ今年は7月26日からパリ・オリンピックが開催され、卓球や柔道など多くの競技でメダル...

32の競技において日本人選手の活躍が期待されており、今年の夏は地球温暖化の影響により、今年...



アジアチャンピオンシップ試合当日の東京ドーム

ほのぼの喫茶室 [辰年は総選挙の年?]

構成/菅乃廣 画/ながさわとろ

Comic strip panels with dialogue about the 2024 election and the Year of the Dragon.

税理士後援会の活動



写真は開催順

- List of support activities with dates: R5.11.10, R5.11.22, R5.11.22, R5.12.14.

昨年はWBCでの大谷選手の大活躍を皮切りに、テレビのキャッチコピーのように「これほど日本を応援したことがない一年間であった。」

今年も活躍を皮切りに、テレビのキャッチコピーのように「これほど日本を応援したことがない一年間であった。」

Advertisement for the Tokyo Tax and Finance Association website with a search bar and a screenshot of the homepage.

政府は物価対策・税収増の還元策として、定額減税年との事。昨年の卯年は飛及び非課税世帯への給付政...

物価対策・税収還元とは、いさ、本来は持続可能でより効果的な政策実施が望ま...

Large advertisement for JDL AI accounting software, highlighting '三大入力負荷' (three major input burdens) reduction.

明けまして
おめでとうございます
辰年

お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は、本組合事業への多大なご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございました。

さて、昨今はインボイス制度や電子帳簿保存法の施行が相次ぎ、税理士業界もデジタル化対応が必至となってきました。中小企業等の頼れるパートナーとして、税理士の職務は今まで以上に広がっていくと感じます。本組合は、こうした多様化する税理士の業務や生活の一助となり得る事業を提供し、皆さまの業務支援と福祉の向上を図るために尽力して参る所存です。組合員及び準会員の皆さまには、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年(あけび)は甲辰の年にあたります。「甲」は草木の成長を表し、「辰」は活気溢れるその姿から、今までの努力が実を結び成就する年になると言われております。皆さまにとっても一年が、辰の勢いで伸び上がる充実した一年になりますよう祈念いたします。

令和六年元旦

東京税理士協同組合 理事長

小久保 隆
他役員一同



税理士業務に関する専門書店

東税協の直営売店

ご利用
ください!

東税協HPにて
週間ランキング、新刊ご案内
毎週更新しています!

直営売店ご利用の際は、組合員証・準会員証のご提示をお願いします

1

一部の商品を除き
定価の**10%割引**

2

1回のお買上げ金額10%割引後
税込5,000円以上は送料無料
優待券ご利用の場合は、差し引き前金額が5,000円以上で送料無料となります。

3

代金後払いサービス

ホームページ・FAXにてご注文ください。優待券をご利用いただけます(有効期限内に必着かつ発送可能な商品に限りです)。

業務に役立つ専門図書や東京会参考書式が充実

東京税理士協同組合直営売店 TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

営業時間 月曜～金曜(祝日を除く)AM9:00～PM5:00

直営売店などで使用できる**2023年度**の組合員・準会員特別優待券及び新規加入優待券の有効期限は**2024年6月28日(金)**です。有効にご活用ください。

東税協共栄会の事業

組合員・準会員に加え、事務所職員やご家族、関与先様にもご利用いただけます

粗大ゴミや機密書類などを安全に処分したい! 買取ってほしい!

特別価格で
ご提供!

不要物の処理のことなら 「リサイクル・ネットワーク」へ

ご紹介者がご契約頂いた際には紹介料をお支払いします。

- 産業廃棄物
東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、山梨県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県
- 一般廃棄物
千代田区、中央区、港区、新宿区、江東区、品川区、大田区、渋谷区

無料見積り・ご相談 HPからも見積りもご相談できます <https://www.r-nw.com/>
株式会社リサイクル・ネットワーク Tel.03-6404-3196

東税協共栄会の事業

組合員・準会員に加え、関与先様にもご利用いただけます

警備会社が運営する日本初の法人対象データ保管サービス

重要書類を安心安全に保管 富士防災警備

ご利用はWebから手軽に!

平日の午後4時オーダー締切で、翌営業日に配送、もしくは引取可能です。

保管料は**月額99円(税込)**と格安!

保管料は1箱(400×330×300mm)月額99円(税込)。警備会社ならではの万全な体制で、重要な書類や磁気記録媒体を厳重に保管します。

安全、便利な保管センター

不要になった書類は、厳重な機密保持のもと溶解業者で処分できます。

お問い合わせ 富士防災警備株式会社 Tel.049-292-7388

東京税理士協同組合

営業時間/AM9:00～PM5:00
月曜～金曜(祝日、年末年始を除く)

書籍のご注文もHPから承ります
<https://www.tozeiky.or.jp>



組合事務局

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売店

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

